
令和6年 第1回（定例）うきは市議会会議録（第5日）

令和6年3月21日（木曜日）

議事日程（第5号）

令和6年3月21日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第14号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第2 議案第15号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第16号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第17号 市有財産の貸付けについて
- 日程第5 議案第18号 第2期うきは市観光振興計画の策定について
- 日程第6 議案第20号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 うきは市障がい者計画の策定について
- 日程第8 議案第21号 白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 令和5年度うきは市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第24号 令和5年度うきは市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第11 議案第7号 令和6年度うきは市一般会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和6年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和6年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第8号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第9号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第17 陳情第1号 浮羽東高校跡地使用に関する陳情
- 日程第18 陳情第3号 陳情書（就学援助費の認定基準について見直しの早期実現を求める）
- 日程第19 陳情第2号 国政に関する意見書提出のお願い
- 日程第20 追加議案上程（発議第1号から発議第2号まで 2件、意見第1号 1件）
- 日程第21 発議第1号 うきは市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第22 発議第2号 うきは市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 意見第1号 国の財政健全化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第24 閉会中の調査の申出について
（総務産業常任委員会）

- (1) 農業政策の課題に関する調査
 - (2) 中山間地域の農村型地域運営組織に関する調査
 - (3) 所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- (1) 本市の保育環境に関する調査
 - (2) 地域福祉活動に関する調査
 - (3) 所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第14号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第2 議案第15号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第16号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第17号 市有財産の貸付けについて
- 日程第5 議案第18号 第2期うきは市観光振興計画の策定について
- 日程第6 議案第20号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 追加議案上程（決議第1号 1件）
- 追加日程第2 決議第1号 議案第17号 市有財産の貸付けについてに対する附帯決議について
- 日程第7 議案第19号 うきは市障がい者計画の策定について
- 日程第8 議案第21号 白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 令和5年度うきは市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第24号 令和5年度うきは市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第11 議案第7号 令和6年度うきは市一般会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和6年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和6年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第8号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第9号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第17 陳情第1号 浮羽東高校跡地使用に関する陳情
- 日程第18 陳情第3号 陳情書（就学援助費の認定基準について見直しの早期実現を求める）
- 日程第19 陳情第2号 国政に関する意見書提出のお願い

- 日程第20 追加議案上程（発議第1号から発議第2号まで 2件、意見第1号 1件）
- 日程第21 発議第1号 うきは市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第22 発議第2号 うきは市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 意見第1号 国の財政健全化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第24 閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

- （1）農業政策の課題に関する調査
- （2）中山間地域の農村型地域運営組織に関する調査
- （3）所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

- （1）本市の保育環境に関する調査
- （2）地域福祉活動に関する調査
- （3）所管事務調査

出席議員（14名）

1 番 榑藤 英樹君	2 番 高木亜希子君
3 番 高松 幸茂君	4 番 樋口 隆三君
5 番 組坂 公明君	6 番 佐藤 裕宣君
7 番 竹永 茂美君	8 番 岩淵 和明君
9 番 熊懷 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前 9 時 00 分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。いよいよ最終日となりました。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 議案第 14 号

日程第 2. 議案第 15 号

日程第 3. 議案第 16 号

日程第 4. 議案第 17 号

日程第 5. 議案第 18 号

日程第 6. 議案第 20 号

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、議案第 14 号辺地に係る総合整備計画の策定についてから日程第 6、議案第 20 号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでは総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長に報告を求めます。12 番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

ただいま議題となりました、議案第14号から議案第18号及び議案第20号の6件については、総務産業常任委員会に付託されましたので、一括して審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。本会議と同様の内容は割愛し、委員会審査における主な部分のみ報告をします。

最初に、議案第14号辺地に係る総合整備計画の策定について。

令和6年度から令和10年度の計画を策定するものであります。これまでは4年の計画でしたが、毎年変更についての議決が必要であることから、また、県との確認により5年計画で問題ないことから、5年計画としたものです。委員会ではこの計画の位置づけについて、まず改めて確認を行いました。辺地債の起債対象事業の裏づけとなるもので、地元からの要望を担当課で予算化し起債していくものであるが、必要最小限の起債にとどまっている現実もある。浮羽町域は過疎地域に指定されており、山間部は辺地債も過疎債も対象になるものであるが、ソフト事業は過疎債のほうでないと難しいとのことでした。

委員からは、生活水準の均衡化のための計画かと思うが、森林セラピーで生活水準の格差は埋まるかとの質疑があり、補修工事14節の部分の起債でハード事業に該当し、生活水準を上げるとともに、人の呼び込みを通して、地域に売上げなどが発生するのであれば認められるとの答弁がありました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号うきは市道路線の認定について。

今回の市道認定は、浮羽町小塩の春義線です。大野原・小松堀線の改良工事に伴う道路認定で、新たに認定する部分は延長200メートル、幅員5メートルの旧大野原・小松堀線であります。旧浮羽町時代から改良の計画があったものです。

以上、現地調査及び審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号うきは市道路線の変更について。

今回の市道変更は、浮羽町妹川の元有・小坪線です。終点部分を延長したもので、延長区間は133.1メートル、幅員5メートル。終点は県道八女香春線に接続しています。夏場の調音の滝付近の来場者が多く、交通渋滞のため日常生活に支障があったため、延長することで、緊急車両の通行や災害等発生時でも道路の利用が可能となります。延長部分の通行については、市道なので完全な一方通行にはできないが、地元車や調音の滝関係者は優先通行としたい。中には通られる方もいるかもしれないが、幅員5メートルなので乗用車の離合はできる。地元と協議する中で最善の方法を協議したいとの説明がありました。

以上、現地調査及び審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号市有財産の貸付けについて。

旧浮羽東高等学校跡地の土地・建物について、ルリーロ福岡に20年間無償で貸付けを行うものです。貸付けの目的は、閉校後の学校跡地を有効活用し、地域活性化を図るためであります。本会議の議案質疑におきまして、厚生文教常任委員全員から質疑や意見が出され、執行部からそれぞれに対して答弁があったところであります。その内容も踏まえ、委員会審査を行いました。

旧東校跡地については、平成24年に社会教育施設を整備する目的で県から購入し、今年で12年になろうとしております。その間、住宅用地や企業誘致など様々な検討を行ってきたところですが、それを今回、用途変更し、ルリーロ福岡に無償で貸し付けることになった経過に関して、執行部が説明不足であったことに対し、まず委員会として指摘をし、改めて説明を求めました。

本会議同様の答弁ではありましたが、リーグワン参入が非常に大きく、このように早くリーグワンに参入するとは思っておらず、今後リーグワンにおいてうきは市をホームグラウンドとして活動していく上ではグラウンドが必要であり、ルリーロ福岡のこの2年間の活躍や社会貢献、そして将来性を考えたときに、方向転換して、ぜひ活動拠点として活用していきたいとの説明が不足していたと思っている。また、市としてラグビータウンプロジェクトを掲げ、係を設置し、4者連携協定の下に市のまちづくり事業としてこれまで推進してきた。市の課題である地方創生への大きなチャンスであると捉えている。ぜひ理解をお願いしたいとの答弁でありました。

委員から質疑として、例えば3,000人の観客を動員したときの駐車場の確保や周辺の交通渋滞発生時の問題、また、グラウンドを整備したときの近隣住民に及ぼす照明の影響や騒音問題について、周辺住民にきちんと話しているのか。反対はなく理解を得られているのかという、将来を懸念する質疑が出されました。執行部からは、すぐに3,000人の観客が動員できるようになるとは考えておらず、現時点で具体的な対策を考えているわけではないが、例えば、富永工業団地やうきは・久留米工業団地の企業の皆さんに駐車場を御協力いただいてシャトルバスで誘導するなど、現実的になれば、周辺住民への説明や対応が必要になってくると考えている。照明については、照度を落として21時までの使用とし、夜間の試合は行わないこととしている。周辺住民の理解は非常に大事であるので、きちんと説明し、対応していくとのことでありました。

また、市民からの公園の要望について、この構想の中でどのような整備を計画しているのかとの質疑に対しては、子育て世代を中心とした町なかの公園の必要性は感じており、令和5年度は吉井百年公園からスタートしたところである。今回も子育て支援に資する役割を担う部分が出てくるので、併せて考えていかなければならないし、それはルリーロ福岡の資金に頼るのではなく、

市が整備していくべきだと思っている。議会の理解を得ながら、グラウンド整備と同時進行で公園として位置づけるのかを考えていかなければならないとの答弁がありました。

さらに、今後の財政支出計画や支援の在り方及びその説明時期について問うと、ラグビータウンプロジェクトの中で、企業版ふるさと納税制度をつくったのも支援であるし、地域おこし協力隊としての雇用も行っている。市民の皆さんに理解していただけるような支援を提示しながら協議していきたい。議会への説明不足との指摘を重々踏まえ、進捗状況報告については適切に対応していくとの説明がありました。

また、委員会においては、ルリーロ福岡に対する期待の声も聞かれておりました。努力してきたメンバーの皆さんの取組を尊重しながら、前向きにルリーロ福岡を盛り上げていく協力の場を立ち上げるような雰囲気醸成して取り組んでいくべき。リーグワンで活躍できるよう、市も力を添えていく必要があるとの期待の声でありました。

なお、現在グラウンドを使用している浮羽ボーイズの使用の件については、今定例会に陳情書が提出されております。執行部からは、使用について可能な限り配慮していくとの発言がっております。この件については、厚生文教常任委員会からの陳情審査報告があると思っております。

次に、この議案第17号市有財産の貸付けについては、以上の委員会審査及び本会議における審議を踏まえ、賛成多数により委員会として附帯決議をつけることに決しました。

附帯決議の内容は大きく3つです。うきは市とルリーロ福岡が連携して取り組むこと。周辺環境への影響に留意すること。さらにうきはガーデンパーク構想が実現するのであれば、うきは市が責任を持って事前に説明し、適切に財政支出計画等に関する報告を行うことの3つの項目であります。附帯決議案については、後ほど提案させていただきます。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号第2期うきは市観光振興計画の策定について。

第1期の計画は3年間の計画で、観光協会をうきは観光みらいづくり公社というDMO法人に登録する目的があり策定していたものですが、第2期は5年間の計画で、第1期に立ち上げたDMOをさらに定着し確立していくための期間として策定しているものです。その中で、観光公害と言われるオーバーツーリズム対策やインバウンド対策、そして市民目線の部分を加えているとの説明がありました。

委員からは、観光はうきは市の重要な部分であるので、概念ばかりでなく、もっと現実的な戦略や課題をうたい込むべきではないかとの意見が出されました。執行部からは、達成率を先に見てしまうとこういう表現になるところがあるが、もっと踏み込んで書けるよう、今後の材料として検討していくとの説明がありました。また、町なかの駐車場整備については、議会の意見交換会でも市民の方からの意見が出ており、その必要性和対策について質疑がありました。生涯学習

課、都市計画準備課の関係部局と連携し、来年度は案内表示対策にしっかりと取り組んでいくと
のことでありました。また委員から、計画書の中の数値の誤りについて指摘があり、執行部から
は、数値の修正の申出がありました。数値の軽微な修正でありましたので、資料にて既に議員全
員に配付しております。

以上、事業の内容等に対する詳細な質疑を委員会において行ったところです。審査の結果、全
会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について。

12の市立公園のうち、5つの公園を公園としては除外するための条例の一部改正を行うもの
です。除外する公園は城ヶ鼻公園、合所ダム公園、長岩公園、清水湧水ふれあい広場、白壁交流
広場の5つの公園です。城ヶ鼻公園、合所ダム公園、清水湧水ふれあい広場の3つについては駐
車場等の利用として、また長岩公園は遊歩道として引き続き市が管理していきます。白壁交流広
場については、地域の活性化を推進するため、生涯学習課の管理となります。残り7つの公園に
ついては、今後、改良できる範囲で子育て世代に使っていただける公園に整備していくと
のことでありました。

委員会では、安全に安心して利用いただけるよう、公園の管理に関する意見等が多く出されま
した。清掃、草刈りの管理や駐車場の問題であります。執行部としては、定期的な確認をしっ
かり行い、関係部署とも情報共有しながら取り組んでいくとのことでありました。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告をします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお
願いたします。質疑はございませんか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤です。

議案第17号市有財産の貸付けについてお尋ねをいたします。

この議案に関しては、単にルリー口福岡に対する無償貸与というところで私は理解しておりま
した。市からの持ち出しであるとか、市が一体的に公園化とか、そういったところをルリー口福
岡と協力してやっていくという話は、私は聞いてなかったように認識をいたしております。その
点について、ただ、この今の御説明を聞きますと、市と一緒に何かルリー口福岡と東高跡地につ
いての開発をやっていくような説明に聞こえましたが、その点についての議論というのはな
かったのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） いや、その点についてはありました。とにかくこの審査

だけで大体2時間半ぐらい要しています。いろいろな意見も出て、いろいろな回答も得ております。しかし、今の件は、何もかもルリーロにさせてよいものかと。特にうきはガーデンパークちゅうて、公園整備が入っとるですね。そのことについては市も関わっていかんと、何もかもルリーロにさせてよいものかというような委員からの意見が出て、それで市も財政計画を立てて、公園整備とかそういうところには協力してやってくれというような意見でまとまったと思います。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） では、むしろ委員のほうからそういうふうにすべきだという御意見が出たということですね。

○議長（江藤 芳光君） 委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） そうです。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。3回目。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 私としては、そういったところの執行部からの説明は一切なかったもので、ただ無償貸与ということで市は関知をしないというところの認識でありましたもので、ちょっとこの決定が意外だったもので質問させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 質問ではありませんけど、これ、今のことは附帯決議のところに出てくると思いますので、そこでちょっと質問させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 了解しました。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

報告、質疑が終了いたしましたので、これより議案第14号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 第17号の市有財産の貸付けについて、反対の立場から討論を行います。

先日、地元20区のほうに市のほうから説明に来られましたが、先ほどの委員長の報告からしますと、周辺住民への理解が非常に重要だからということで、本来、市からの働きかけが先ではなかったかなということで、1つは区の住民としても大変不信感があります。

また、11月の全協時に同僚議員からボーイズとの協議を進めておくべきではないかとの意見に対し、その時点で、そういう時点ではないとの返答があり、ずるずると今日に至りました。そして、西日本新聞の報道があり、後から厚生文教常任委員会のほうからの説明がありますが、浮羽ボーイズのほうからの陳情がありました。浮羽ボーイズの話を聞けば、突然のことであり、先ほど委員長の報告にありました浮羽ボーイズの使用の件は、可能な限り配慮していくという姿が全く見られなかったということでもあります。

話を戻しますが、この旧東高跡地については、過去、地元からも要請して、いろんな約束といえますか、例えば公民館としての西側の建物を利用することに配慮をしてほしい。周辺道路整備も配慮をしてほしい等々の説明を受けての理解を得ていたと思っていたんですが、今回の説明については、市からそのような説明が一切なく、区民の代表としては大変不誠実さしか残っておりません。そういう意味で、今回も附帯決議はつけられているとは思いますが、うきは市の

これからを背負っていく子供たちのため、またうきは市で過去、青少年の育成に努力されてきた浮羽ボーイズへの敬意を表すためにも、今回の第17号の議案については反対いたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論を許します。どなたかいらっしゃいませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 私は、総務産業常任委員会の決定に賛成する立場で意見を申し上げたいと思います。

確かに今回の議案の内容につきましては、以前より執行部からの説明不足であるとか対応に対してが、若干指摘されたところではあります。しかしながら、今回のこの議会を契機に、執行部からは再三いろんな内容についての説明を何度も受けておりますし、総務産業常任委員会の審査に当たっても、相当の2時間半にわたる審議等が行われているものと、そういうふうに感じております。

本会議の中で、私はこの問題について意見を述べさせてもらっております。それはやはりこのうきはガーデンパーク構想、これは多分にルリーロ福岡のほうで出した構想かとは思いますが、この構想が実現すれば、本当に市民にとって望まれる、そういった施設になるんじゃないかなということを感じておるわけであります。そういった中を感じる中で、これはただルリーロ福岡に依存してしまっているのかと、市のほうは何らかの対応を、やっぱり関わりを持つべきではないかということ、本会議の中で私は意見として述べさせていただきました。

今回の総務産業常任委員会の報告の中の附帯決議の中にもそういった内容が、うきはガーデンパーク構想が実現するのであれば、うきは市が責任を持って事前に説明し、適切に財政支出計画等に関する報告を行うということもきちんとこの中に入っておりますので、そういう内容であれば、やっぱり今回を機にそういったふうに、今まで12年間、市がいろんなことをやってもできなかった。それを今回ルリーロ福岡が思い立ってやろうとしておりますので、その意気込み、これはやっぱり尊重しながら、今回、貸付けするということを総務産業常任委員会でも決定しておりますので、それを支持したいというふうに思っております。

また、ボーイズの問題が出ておりますけど、4月以降の借用等については、ボーイズも何ら保障もないのに、いろいろ自分たちで予定を、市に相談もなしに予定を入れたというボーイズ側にも落ち度もありますし、青少年健全育成、そういった観点から行けば、何も東高がなくなったから青少年育成ができないわけでもないし、ほかのチームもそれぞれいろいろ努力しながらやっているもんだと、そういうふうに認識しております。だから、こういった機会を、そういったことだけのために失うというのは、非常にうきは市にとってはマイナスだと思いますので、総務産業常任委員会の決定に従いたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論はございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 内容については、ちょっと説明させていただきます、先に。

最初に東高跡地は、看護学校と学校関係の使用目的でありました。現在は、資生堂、工業団地で働く市街地の若い人たちにうきは市に住んでもらうために、東高跡地は住宅用地として、家賃もうきは市は久留米市より高いので、建てていこうという目標に進んできております。そのため、職員も一生懸命、企業誘致も頑張っております。議員も進めて協力しておりました。多くの方が企業誘致に來られております。でも、住宅用地、学校用地ということでなかなか進んでいなかったのが実情でございます。

市はなぜ、市長は議員と一度も協議もしないで、一方的に使用目的を変更したのか、用途変更。ラグビーに20年間無償貸与を決めたのか。まず、協議をしていかないと、市民の人、今、不安に大変なっております。ラグビーの人も結局、契約のときは私も委員会で説明のとき聞いたんですけど、私も同様ですけど、企業誘致の場合が成立したら、多分、東高跡地は貸せないよという話であったと思います。これは急に用途変更して変えているので、びっくりして市のほうにお伺いしたと思っております。そこで、12月31日の西日本新聞の紙面に東高跡地はルリー口福岡へ無償貸与の記事を見て、初めてボーイズが市役所へ訪問し、契約の話を伺ったところ、再契約、更改はしないと上から言われているからの回答があったと、ここで初めてびっくりしているんですよ。

これから市民の意見を、いろいろ私のところ相談もあっておりますので、交えて言わせてもらいます。ボーイズは、本来であれば事前に私どもに話があってもいいのではないですか、これは当然です。議案として提出もされていないものが、市民の知る前にメディアに公表されるということは、市民への印象操作としてうきは市が恣意的に動いているのでしょうかと、市に不信感を持っております。私も全くボーイズと同じ気持ちで考えを持っております。1年契約であってもですよ、随時契約であれば、市民の人たち聞いてみてんですか。常識的には数か月前には内容の説明をし、納得をしていただくのが常識的配慮だと思いますよ。それを行政はしていない。当然、議会が賛成多数で通れば、もう関係ないようなやり方。これはなかなか市民の信頼は得れないと思います。またボーイズの陳情、19日の西日本新聞記事の内容を見て、私たちより子供たちのことを真剣に考え、育てていることに考えさせられました。あなたたちも少しは感じたと思います。市には、市民からたくさんの抗議の電話があっていると聞いております。そのことも全然考えずに進めていくという気持ちが、私、分かりません。

それから、市はたしか浮羽究真館高校のグラウンドがほかのところで試合する日だけは借りられるような話でしたが、Aチームが試合でいなくても、Bチームが使うので貸せない。また、市から何も連絡は来っていないし、何も伺っていないですと。浮羽究真館高校の野球部監督の話で

す。

また、市はボーイズとの話し合いは進んでいるとのことですが、2月以降、何も協議や連絡はあっていないということですね。また市長公室長は、代替地も自分たちで探すのが当然だと言っておりました。ここまで浮羽ボーイズの中学生は7月以降、土日の練習をすることはなくなります。もう、ほとんどするところがないということですから。このことで少子化、子育て支援などやっていると、思っていると、中学生が練習している場を取り上げてですよ、もう野球できないようにして、子育てを考えてる、これはちょっとおかしいと思いませんか。そこで、古賀代表は地域で頑張るルリーロは応援したいと、これは誰でもルリーロ福岡が反対で言っているんじゃないやありませんよ。うきはで育ち行く子供たちを応援する姿勢を見せてほしいと、市にですよ、西日本新聞に話されていました。それは私も共感します。

以上のことで、一方的に——これは反対意見とします。一方的に東高跡地の使用目的を変え、ボーイズの少年少女の夢と希望の芽を摘んではいけないと思い、反対します。

○議長（江藤 芳光君） ほかに賛成意見の方、いらっしゃいませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて、今回、旧東高跡地を株式会社ルリーロに貸与することに賛成する立場から討論したいと思います。

このルリーロについては、2022年にうきはラグビータウンプロジェクトの協定を4者で結んでいるという経過があります。そういう意味では、この間のルリーロ福岡を中心としたいろんな活動が、地域への誇りと愛着という点では、そういったことがうきは市内で育まれている。前進しているということにつながっているというふうに思っています。今、長い間、遊休地として東高跡地は幾度も議会で議論されてきました。そういう点では、その問題をどういうふうに解決するかということの一定の方向性だというふうに理解しております。そういう意味では、協定書に基づいて地域活性化と地方創生の拠点となること、そういう点については市民の賛同が得られるというふうに思います。

一方、今、反対討論にもありましたように、今借り受けている浮羽ボーイズの問題についてでありますけれども、新聞の記事にもありましたようにね、そういったことが事実としてあれば、非常に機械的な対応であるという点では非難されるというふうに思います。しかしながら、契約の中身だというふうに思っています。そういう意味では引き続き——本会議でもルリーロ側への調整期間を設けて協議していくという話をされてましたので、引き続き協議が行われるというものであるというふうに理解しております。そういう意味では、浮羽ボーイズ自体もルリーロと協定を結んだように、今、地域の誇り、愛着、そういう点でも同じ立場だというふうに思いますので、対立的な関係で物事を見るというのは、やはりよくないなというふうに思っています。そういう点では、若干性質の異なる中身だというふうに思います。

問題の解決は、それぞれやっぱりきちんと結論を出す。その中で、きちんと方向性を見出していくという話合いの協議の場が必要だというふうに思います。そういうことも踏まえて、改めて今後、うきは市がどうこの地域をつくっていくのかという説明についても、先ほど最初に討論でされていましたが、非常に大事な点だというふうに思いますので、そのことを重々執行部側も御理解いただきながら進めていくということでもありますので、そういう点では今回の無償貸与、改めて賛成して討論としたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論いらっしゃいますか。10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 10番、中野義信です。

今、それぞれの賛成なり反対なりの討論があってございましたけれども、私は1つ目は、うきは市内にある中学校の硬式野球チーム、浮羽ボーイズを理解していないんじゃないかなというふうに思います。12月31日に西日本新聞の記事を見て、浮羽ボーイズの関係者が、初めて契約しており3月31日まで東高跡地を利用してあります。今まで10年以上、12年ですかね、浮羽東高跡地を週3回利用させていただいたと。今回も更新できるものと思い、4月からも練習や試合を予定されていたということでもあります。利用に当たっていろいろな条件は分かっているんですけども、要するに、もっと早く知らせてほしかったということです。市も民間企業ではないわけですから、もっと早く知らせるべきではなかったのかと。ましてや市長公室長は、契約書どおり3月31日までですよ、再契約更新はしないと。練習拠点がなくなるので、他の利用する代案はないのかと尋ねたが、自分たちが探すことではないですよと、全く相手にされなかったということでございます。実際に議員の経過報告の中でも言われておりました。恐らく市長公室長も、市長との合議の中での言葉だというふうに私は思います。

浮羽ボーイズからは、浮羽東高跡地の使用に関する陳情書が出ておりますので、代表者から意見を聞いております。非常に残念がっておりました。陳情書の厚生文教常任委員会での協議の結果は、後でまた報告がありますが、その後、議会の市長答弁で、3月末で期限を切らず、猶予をもって調整したいという発言があっております。おととい、19日ですかね。西日本新聞の「あなたの特命取材班」に掲載されておりました。当初からそういうような発言をすれば、話合いで解決できたのではないかとというふうに私は思います。ルリーロ側も浮羽ボーイズの希望に沿う形で協力したいと掲載をされております。うきは市内に硬式野球部の練習場はほとんどないわけですから、監督同士で、いろいろの野球なりソフトなりの監督同士での話合いはなかなか難しいんじゃないか。というのは、それぞれのやっぱり監督なりの立場があるわけですから、やっぱりその中に入って、市が調整すべきであるというふうに私は思います。それから、今後、硬式野球でやっぱりプロを目指す、夢見て目指す中学生の芽を摘まないように、市としても練習場所の確保

を期待したいと。

2つ目は、浮羽東高跡地については、活用については、今日まで数名の議員が一般質問していると。私は令和4年12月に、旧校舎を崩して、人口減少が続く中で住宅団地を建てて、少しでも人口の増えるようにということで期待をいたしました。市としても住宅用地として売却の公募をしたが、結果的には不調に終わっていると。ルリーロの代表が、議会で夢のある構想を見せてもらいました。そうすると、具体的な、数字的な、そういったものがなかったと。要するに福岡を拠点としたコカコーラやサニックスが業績赤字で廃部や活動休止の中で、地域を拠点としたルリーロ福岡の新しい運営の仕組みが立派で注目されているが、年間の運営費が2億円と言われている。その大事な調達の方法などが示されていないのが非常に残念であると。貸付け期間が20年と非常に長い。人口減少の中で経済効果があるか、人口増加が見込めるのか、市としての対応についても、計画がルリーロだけに任せるのではなく、市としてもやっぱりそういった計画が必要ではないだろうか。

以上、第1点は浮羽ボーイズの練習場の確保と。2番目が、ルリーロの年間運営費2億円の調達確保に非常に具体的な方法が明示されなかったというようなことで反対であります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論の皆さん、いらっしゃいますか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） この問題につきましては、いろいろと私も言わせてもらいましたし、また市民の方からいかなものかというお話もたくさんいただきました。それから、全協のときの島川代表のこの構想ですね、これを聞いたときにも果たして実現可能なのかということもありましたし、いろいろと考えました。ただ、私も厚生文教常任委員会の委員長をしております。委員会の決定というのは、これは尊重しなければならない、そういうふうに思っております。

それから、先ほど質問させていただきました。これをルリーロ福岡だけでやっていくのであれば、これは多分無理だということで、総務産業常任委員の方から一緒になってやっていくべきだと。この構想を実現していくべきだという意見が出たということで、私はぜひともこのうきはガーデンパーク構想、これをルリーロ福岡と一緒に実現をしていただきたい。このことは強く申し上げます。

なぜかと言うと、関係ない話かもしれませんが、私が議員になって鏡田屋敷、あるいは6次産業化支援センターですかね、夢のような話を最初はいただきました。ただ、最初の目的どおりのどちらも使用になっておりません。だから、私はこれも本当は信用できないですけども、ただ、しっかりと計画をもって進めていただきたい。そして、その計画の進捗状況なども逐次報告を、議会のほうで報告をしていただきたい、そういうところを条件に賛成といたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで討論を終わります。

本案は、起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） どうぞお座りください。起立多数であります。したがって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 18 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第 20 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

ここから、追加の議案の審査に入らせていただきます。ここでお諮りをいたします。ただいま総務産業常任委員長から決議第 1 号議案第 17 号市有財産の貸付けについてに対する附帯決議についてが提出をされました。これを日程に追加し議題としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、決議第 1 号を日程に追加し議題とすることに決しました。配付が終わりましたので続けます。

追加日程第 1. 追加議案上程

○議長（江藤 芳光君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。決議第1号1件を上程をいたします。

追加日程第2. 決議第1号

○議長（江藤 芳光君） 追加日程第2、決議第1号議案第17号市有財産の貸付けについてに対する附帯決議についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、決議書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 決議第1号議案第17号市有財産の貸付けに対する附帯決議について。

議案第17号市有財産の貸付けについてに対する附帯決議（案）を別紙のとおり提出する。令和6年3月21日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会総務産業常任委員会委員長伊藤善康。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 決議第1号議案第17号市有財産の貸付けについてに対する附帯決議について、提案理由の説明をいたします。

議案第17号市有財産の貸付けについては、総務産業常任委員会における審査の中で、様々な意見が出されました。先ほど委員会審査報告の中で申し上げたとおりでございます。これらの意見を踏まえ、旧浮羽東高跡地の貸付けに当たっては、次の事項に留意するよう強く求めるものでございます。附帯決議（案）を御覧ください。

議案第17号市有財産の貸付けについてに対する附帯決議（案）。

1、うきは市は、ルリーロ福岡が掲げる「世界に羽ばたくこども育成と3世代移住を実現するうきはガーデンパーク構想」の具現化に向けて、連携して取り組んでいくこと。これは、単に無償で貸し付けるだけではなくルリーロ福岡のうきはガーデンパーク構想の実現に向けて、市のラグビータウンプロジェクト事業として、連携して取り組んでいくことを求めるものであります。

2、うきは市及びルリーロ福岡は駐車場問題、光、騒音等の問題、渋滞対策など、周辺環境への影響を十分留意して進めること。これはグラウンドを整備し、将来3,000人規模の観客を動員することになったときの駐車場の確保や渋滞発生時の対策について対応すること。夜間照明が及ぼす影響や騒音問題について、近隣住民へ丁寧に説明を行うことなど、周辺環境に十分配慮することを求めるものであります。

3、うきは市としての整備計画や財政支出計画について示し、その事業進捗状況について随時報告すること。これは、施設整備に伴い発生する周辺の整備計画について、どのように市が関わ

っていくのか。また、どのような財政支出が発生するのかを事前に示し、その事業進捗状況について随時報告を求めるものであります。

以上、決議する。令和6年3月21日。うきは市議会。うきは市長高木典雄様。

以上、全議員の皆様の御理解と御賛同をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほどの委員長報告も含めまして、2点だけお尋ねいたします。

まず、2番目の駐車場問題、光、騒音等の問題、渋滞対策など、周辺環境への影響を十分留意して進めるということでありましたが、現状、浮羽東高跡は旧校舎、古い校舎のところが一番高くグラウンドが低いため、大雨が降るたびにグラウンドの水が南側の市道へ流れ込み、排水もあふれている状況があります。根本的な対策として、グラウンドの水を北側の山曾谷川へ排水するしかないと思いますが、そのような点は論議されたかどうか。

それから2点目は、ずっと述べてまいりましたが、全くの更地にルリーロが来るわけじゃなくて、現状、浮羽ボーイズが使用しているということ。そして昨日、正午の時点で代表の方にお話ししまして、19日の新聞のことを聞きましたら、いや、何らボーイズのほうには話が来てないということでした。そういうボーイズへの対応について、附帯決議の中にはなぜ入らなかったのか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 水没の関係は出ました、意見として。ところがあそこは、周辺の方に、私よおっと海拔辺りは詳しくは分からないんですけど、逃げるならあそこに、東高跡地に逃げろと。あそこが大分周辺よりも高くなっているそうです。それで、もしものときの水害対策に対する要望は出しました。

そすと、ボーイズの件ですね。ボーイズは、私、個人的に監督、代表と話をしました。それで、ルリーロに対してはある程度、理解は示してもらったととですね。ただ、やり方が悪かったということですので、それも委員会でしっかりと、先ほどの報告をしましたように出しました。今後はもう、きちっと進捗状況を随時報告するということでした。そして、ボーイズのことを附帯決議に盛り込まなかったのは、いろいろな意見があって、それを総合した中で、そういう運びにはなったということです。ボーイズのことは私、委員長としても責任を持って、しっかりと執行部には今後、言っていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかに。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） これはですね、全体的にうきは市がさっきも言うておりますよう

に、ほとんど関係していくような附帯決議になっております。この前、大体最初から市長は、市の持ち出しはしませんということで誘致しております、一番最初から。この前も私、質問で再度確認したら、持ち出しはありませんと。聞いた上で、こういう内容で全部、市がもう関わって財政支出計画とか、多分支出もお願いしていく計画でしょう。これ、何でこういうふうになったのか、1つお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 先ほどの委員長報告の中でも触れましたが、いろいろ議論していく中で、これをルリーロだけにさせていいものかと。一緒になって、うきは市もやっぱりしていかと、とにかくうきはが——公園のあれも出とるですね、計画も。もうそういったところで、何もかもルリーロに押しつけていいものかという意見が大勢を示したということです、委員会の中で。それで、一緒になってやっていくとが一番じゃなかろうかという結論が出ました。それで、附帯決議にそういうことを盛り込んでおりますが。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 何が言いたいかと言いますとね、あそこはさっきも質問しておりましたが、東高跡地は、毎年大雨が降ればグラウンド周辺は床下浸水とかあっておりました。何年もかけて企業誘致ができなかったのは、それが1つですよ。昨年ぐらいまでは、企業誘致を呼ぶために県ともお願いして進めていたんですよ。やっと終わったら、今度はラグビーと。これ、反対しませんけど、その前にですよ、こういうふうに活躍しているから、ラグビーをリーグワンだから応援する。野球も頑張っておりますよ。そこで何で野球のときは草取りも自分でさせ、幾らか出していたと思いますけど。そういう、一生懸命やっているときには何も支援しない。今度、ルリーロは市が一体となって支援していかなといかん。そのところの不具合は私、えらい感じますけど、前のボーイズのときはしなくていいと思って、そういう意見がまとまったのか、そこにきもお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ボーイズが東高跡地を使用するようになったと、それは私も関係しとつとですよ。浮羽体育センターですね。あそこでずっとやっていました、ボーイズは。私もコーチとかやってましたが、ファウルボールが、硬式は物すごい飛ぶとですよ。それで、道路に出て車にぶつかったりするきですね、やっぱりあそこは硬式はちょっと無理じゃないかということで、何かグラウンド探しをしようたですよ。そして、やはり何と言ったらいかな。東高跡地がちょうど練習するのによかじゃなかろうかと言うて、あそこを希望して貸してもらおうとなったですよ。

そいき、先ほどちらっと言いましたが、ボーイズのほうもルリーロには理解を示しとつとですよ。私も最初は、この議案が出たときに反対じゃったですね。何でひっくり返ったかというのと、私はもう、気になつとるとは熊懷議員と一緒にボーイズのことですね。あそこをおろそかにすんなど。最初は執行部の説明の中では、かなり厳しい回答でした。ところがずっと議論していく中で、執行部もどんどん変わってきたですよ。ボーイズのことはしっかりと面倒を見ていくと。この前も、何ですか、総括のときに今度は市長の意見を聞いたんですね、私、個人的に。市長もしっかりと関わってやっていくということですので、こういう結論でよかですか。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。3回目。

○議員（9番 熊懷 和明君） 3回目です。

なぜお伺いしたかと言いますと、厚生文教常任委員会の陳情の中で、そこかな、説明上がってきて、ボーイズの代表がもう、結局、市のほうは大分、久留米、朝倉もないと。またあってもそういうところ行きませんよ、自転車で行くの。東高跡地が使えないようであれば、土日が試合ができないからですね、浮羽のセンター、ここでノックとか飛ばないような練習をさせてほしいということも言っております。したら、生涯学習課のほうでは、ネットも低いから、さっき委員長が言いましたように、ファウルボールとか飛んでいったら危ないからということで断っております。

私が言いたいのは、ルリーロのときには全会一致でうきは市から支援するようなことが出ております。行くところがなくなって困っているボーイズには、ネットを越えたらいかんと。どうか考えて、どっか使えるような考え方を進めていくような附帯決議はなかったですか。せんと、7月過ぎたらボーイズはされませんよ。今からでもいいですからね、総務産業全会一致で決めたことでしょうか、全員で市民センターのほう、ネットを高くしてでも使えるような、どげんか考えを市のほうに要望していただきたいと思い、質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 言わんとすることは理解できます。ところが、ネットは何ぼ高うしたって出るとですよ、ファウルボールちゅうとは。もう多分、硬式は上がりよとは、多分二、三十メートル上がるけんですね。そいき、これはもう、あそこのグラウンドでちょっと不可能じゃなかろうかち私は個人的に思いますが。

それでこの前、先ほどちょっと言いましたが、ボーイズの監督と父兄代表ですか、それの人たちと話した中で、体育センターの要望も確かに出ました。あそこでバッティング練習はせんと。ノックとキャッチボールと、そういったのを、それで使わせてもらえんやろうかちゅうことで出ましたので、それは要望として聞いておりますので、これは今後、できるできんは執行部の判断じゃらうち思いますので、執行部には要求はしていきます。よかですか、これで。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。１０番、中野議員。

○議員（１０番 中野 義信君） 今、聞いておりますように、浮羽ボーイズの練習場の確保、そこがまだはっきりと決まってないものですからね、そこら辺をやっぱり市としてもある程度はつきりさせていただきたい。今言いますように、浮羽体育センターもいろいろそげん問題がある。あと、アイランドですか。あそこ辺りもある程度、なかなか優先的とは難しいですけども、そこら辺は市のほうが配慮しながら、やっぱり練習場を確保してやる。そういったことがやっぱりなからんと、なかなか納得はしないのじゃないかなというふうに私は思いますので、そこら辺をくれぐれもお願いをしたいということと。

あと、先ほど私が申し上げておりましたように、やっぱりルリーロの運営の関係、そこら辺がなかなか運営費の関係がありますので、そこら辺がなかなか出てこない問題だというふうに思いますけれども、それは相手のほうでいろいろ考えてあるというふうに思いますので、そこら辺はくれぐれも相手のほうに話をしていかなといかなのじゃないかなというふうに思いますので、まだまだはつきりした面がないようですから、一応そういうふうでお願いをしていきたいというふうに思います。執行部のほうにですね。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

お諮りします。決議第１号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。反対討論から入ります。反対討論ございませんか。９番、熊懷議員。

○議員（９番 熊懷 和明君） 今、話したのでいろいろは納得、進めてもらえばいいんですけど、市の持ち出しというのはやっぱり最初からしないということでありましたので、このことについて反対します。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論。１３番、野鶴議員。

○議員（１３番 野鶴 修君） 私は賛成の立場と、あと要望も含めたところで意見を申し上げたいと思います。

前回の第１７号議案の折にも総務産業常任委員会委員長報告の中でありましたけど、このうき

はガーデンパーク構想、この中でどのような整備計画をしているのかとの質疑に対して、子育て世代を中心とした町なかの公園の必要性は感じておると。それと、子育て支援に資する役割を担う部分が出てくるというふうなこと、こういったことを市のほうからの答弁でもらったというふうな話を聞いております。私も今回、このうきはガーデンパーク構想、これが実現したら、やはり今まで私たちが再三、一般質問等で要望してきました児童公園とか、子育て世代が住みやすいまちづくり、これに非常に大きなやっぱ期待感といいますか、貢献するんではなかろうかというふうな気がしております。

そういった意味で、再三、先ほど委員長の答弁にもありましたように、これをただルリー口福岡だけに任せていいのかというふうな部分が、私もずっと引っかかっておりました。やっぱりそういった意味においては、当然、市が、市として市民のために整備すべき場所、そういった部分については、このルリー口福岡とやっぱり連携をして、同時に進めていってもらいたいというふうな、そういった部分がこの3項目の中の1番と3番の中に該当するのではないかなというふうに思っております。もう、2については、当然、地域周辺の市民に対する配慮でありますので、これは当然のことですけれど、この1と3、これはやっぱり十分連携を図りながらやっていってもらいたい。そして、ルリー口がすべき部分、逆に、うきは市民のために市が公園として整備するような部分等があれば、だから主導権はやっぱり市のほうが持ったような形で、そしてルリー口とやっていただきたいと、そういった意味の附帯決議でもあるかと思っておりますので、そういった意味で賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論はございますか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 3番目の、うきは市としての整備計画や財政支出計画について示し、その事業進捗状況について随時報告するという点について、反対を述べさせていただきます。

これから、うきは市に限らず少子化の進展に伴い、いわゆるコンパクトシティ等々の計画が進めなければならないと思っています。また、うきは市の財政につきましても、他の自治体と同様、……自治体であり、非常に自主財源が少ない状況があります。そういう中で、ルリー口の計画そのものは否定するわけではありませんが、本当に市としての支出をすることができるのか。これについては、大変疑問を持っております。そういう意味で、附帯決議をしたとしても、財政計画あるいは財政支出が本当にできるのかという点に対して、大変疑問あるいは不安を感じておりますので、決議について、1については一定の、2については賛成いたしますが、3については賛成しかねますので、反対討論をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論はございますか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 私は賛成します。

それは今、反対の話の中に、人口減少社会で財政が厳しい中でこんなことができるのかというお話ありましたけれども、岩手県の紫波町というところがサッカー場を造った例があります。ここでは長年、日本一高額な雪捨場と言われてたところにサッカー場を造って、そこで公式試合もできるようにして、年間6万人の集客ができる、そういうところで、それを中心として役場も、それから図書館、保育所、人が集まるようになります。それを普遍的集客施設と言うそうです。自分のところだけの人口を増やすんじゃなくて、たくさん人が来るようにして、そこで商売が成り立つようになるので、テナントまで呼び込むようなことまでして、年間サッカー以外でも100万人の来客があるようなことがあっているそうです。これをそのまままねはできないと思いますけれども、参考にはできると思います。

そういう意味で、このルリー口のこのガーデンパーク構想、これはぜひ進めていただきたいと思います。2番はもちろんですね。1番のこの構想にうきは市がしっかり連携して、岩手県の紫波町のようなことができることを望みたいと思います。問題点を指摘するのはできるんですけども、その場合、先々のことを見越して、問題はあっても前向きにというふうに進めるのが大事だと思います。これでボーイズのためにこの案を否決するようなことがあると、双方にとってマイナスになると思います。なので、この案を可決していただいて、その上でボーイズのほうの支援はしっかりしていただくと、それをぜひ意識していただいて、市のほうには対応していただきたいと思いながら、この附帯決議に賛成します。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論はございませんか。10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 10番、中野です。

先ほど言いましたように、ボーイズの関係でいろいろ今、出ておりますが、やっぱり練習場の確保ということははっきりとしていかんにかんということと、あと年間の運営費が2億円とか、先ほど話をしましたけれど、ここに書いております第3項目ですか、うきは市としての関係、整備計画とか財政支出の関係が出ておりますので、これはもちろん報告してもらわにかんですけども、運営費辺りをね、やっぱりこれは市から出すということじゃなくして、ルリー口福岡のほうじゃなくして、そこら辺の運営費については、ルリー口のほうできちっと調達をするというようなことでお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論を認めます。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私、賛成のほうの立場から話させていただきたいと思います。

まず、浮羽ボーイズにありましては遊休地の使用という、年間ですけどですね。今回ルリー口

に無償貸付けをするというのは、市の方針として提案されたもの。ちょっと比べるのはいけないのかなというのが個人的な意見でございます。

また、議会側からも今まで浮羽東高校跡地の利活用について住宅を作ったらどうか。あるいは企業誘致をしたらどうかというのを要望してきました。その折に、そこを使っているボーイズはどこか代替案とかという意見は聞いたことはございません。それはいいんですけど、今回の問題というのは、遊休地として今まで使っていたと。今回、今まで議会からも要望してきましたけど、市が大きく今回ルリーロ福岡に無償貸付けをするという市の方針を示されたものだと思っておりますので、議員の皆さん方も、ルリーロに対しては反対は別にしないという御意見が多うございましたから、ただ、その中でこの構想というのが、公園をつくったりとか、地域の防災施設としても扱いますよということですから、そういったのには市のほうも関わるべきだから、今回、この附帯決議の3つについては、私は賛成という立場で意見を申させていただきますと思います。

併せて、私は無償というのが、逆に有償とか、売ってしまったらもう自由に扱われる。無償だからこそ、市は関わるべきであるという認識の下に賛成をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 反対討論はほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、討論を終わらせていただきます。

本案につきましては、起立により採決をいたします。賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 着席ください。起立多数であります。したがって、決議第1号は原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩します。10時45分より再開します。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

----- . ----- . -----
日程第7. 議案第19号

日程第8. 議案第21号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、議案第19号うきは市障がい者計画の策定についてから日程第8、議案第21号白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定についてまでは厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して

厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、議案第19号うきは市障がい者計画の策定について及び議案第21号白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定についてにつきましては、当委員会に付託されておりましたので、審査の経過について一括して簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、議案第19号うきは市障がい者計画の策定については、本計画は、障害者基本法に基づき、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として平成18年に策定して以降、計画期間の6年ごとに見直しを行っている。今回は、障害者総合支援法に基づき策定する「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児計画」を一体的に策定している。また、計画期間は3年間となっているとのことであり、各重点項目について説明を受けました。

委員からは、障害者総合支援法等の周知について具体的な内容はとの質疑があり、現在なかなか周知ができていないという認識であり、市でも要領等もつくり研修会も行っていたが、人事異動により職員にも入れ替わりが多かったため、まず、そちらをもう一度できたらいいかと係内で話している。対外的にできていないところも今後検討していくとの回答がありました。また、地域防災体制の中で障がい者へどのような働きかけを行うのかとの質疑に対しては、消防防災係や介護・高齢者支援係と少しずつ協議中であり、福祉避難所で配慮が必要な方に対してのパンフレットを設置し支援に当たることや、支援が必要な方に着用してもらうベストを購入予定であるとの回答がありました。

次に、議案第21号白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定については、うきは市立公園条例から白壁交流広場が外れることに伴い、令和6年4月1日から管理が建設管理係から文化財保護係へ移管される。また、現在、整備している吉井郵便局から少し西側の歩行者用通路が年度内に完成するので、この2か所の活用を図り、地域住民の生活環境の向上及び筑後吉井の歴史的町並みのにぎわいづくりに寄与し、地域の活性化を推進することを目的として、設置及び管理に関する条例を定めることになるとの説明を受けました。

委員からは、小路の整備に当たって通学する子供の安全確保はどうなっているかとの質疑があり、目的は歩行者の安全確保とウォーカブルな空間を創出することであり、公共土木係と情報共有しながら景観に配慮した形で進めている。安全確保には努めたい。小路自体には、車が進入しないように車止めを設置予定であるとの回答がありました。また、白壁交流広場は新たな活用を考えているのかとの質疑に対しては、現段階で具体的には何もないが、うきはブランド推進課と都市計画準備課と生涯学習課で町並み再生会議を月に1回行っており、まずはその会議の中でどういった活用ができるか協議していきたい。大きくあるのはウォーカブルであり、ウォーカブル

に絡めながら地域の方が憩えるような空間となるように今後考えていきたいとの回答がありました。

以上が主な項目の報告ですが、その他の各項目についても、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第 19 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 21 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 9. 議案第 3 号

日程第 10. 議案第 24 号

○議長（江藤 芳光君） 日程第 9、議案第 3 号令和 5 年度うきは市一般会計補正予算（第 10 号）及び日程第 10、議案第 24 号令和 5 年度うきは市一般会計補正予算（第 11 号）を議

題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました、議案第3号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第10号）及び議案第24号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第11号）の所管に関する事項につきましては、総務産業常任委員会に付託されましたので、一括して審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、詳細にわたり審査を行いました。審査が多岐にわたりましたので、本会議と同様の内容は割愛し、委員会審査における主な部分のみ報告します。

最初に、議案第3号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第10号）について。

2款1項総務管理費、7目財政調整基金費は、ふるさと・まごころ基金を増額するもので、企業版ふるさと納税は7社より1,250万円、クラウドファンディングにより699万円、ラグビータウンプロジェクトへの寄附をいただいたものです。同じく9目うきは市運送事業者等支援金、対象は九州運輸局福岡運輸支局の代行事業者に登録のある事業者50社で175台を見込んでおり、令和4年度と同規模の見込みであるとの説明がありました。

次に、2款4項選挙費、船越財産区及び八龍財産区議会議員選挙費の減額補正です。全国的には、財産区の解散の動きもあっていることから注視してほしいとの意見が出ておりました。

次に、6款1項農業費、ため池等整備事業補助金の補正については、県の事業費確定に伴う減額及び前倒しで、国の予算がついたことによる増額補正を行うとの説明がありました。ため池の改修計画につきましては、優先順位の中に下流域への危険性も考慮していただきたいとの意見があり、下流域への影響を踏まえ計画していくとの答弁がありました。

次に、7款1項商工費、臨時経済対策商品券発行事業費補助金2,100万円の増額補正です。いわゆるプレミアム商品券発行事業ですが、全額を令和6年度に繰り越して事業を執行するものであります。まず昨年、電子商品券に一本化することに当たって、この事業の本来の目的は「商工業の振興」であることをこの委員会でも確認してきたところであります。しかし、今回、財源として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が充当されていることに対する指摘があり、明確な説明を求めました。

執行部からの答弁は、国の推奨メニューにおける目的は2つあり、1つは生活者支援で、通常どおりの買物ができるよう支援するもの。もう一つは事業者支援で、物価高騰により消費が落ち込み、売上げも落ち込んでいるものを支援するもの。今回は後者である事業者支援を行うもので、しっかり説明していく必要があると考えているとの答弁がありました。

また昨年、委員会において、デジタルに不慣れな市民に対して十分配慮し、時間をかけて丁寧に説明することを要望しておりました。令和4年度より、引き続き市民へのアプリの使い方相談会を実施していただいております、令和5年度は述べ10回、168人の方に来ていただいたとのことでした。継続して実施するよう改めて要望が出されました。執行部としては、来ていただく方が減らない限りは続けるべきと思っており、商工会にもお願いしていきたいとのことでした。デジタルに追いついていない現状にも対応するのが物価高騰対策の原点ではないかとの意見も出されたところです。

これも昨年出された意見であります、うきはPayをプレミアム商品券以外で、例えば市内で使ってポイントが付与されるような仕組みができないかとの意見について、他部署と検討に入っているとの説明がありました。電子化のメリットとして、属性等の細かい情報の分析ができます。その分析結果について、後日、資料の提出を求めました。委員会として、その効果等について確認を行っていきたいと考えています。

次に、同じく7款1項、従業員への家賃補助支援補助金は、実績により減額補正するものです。令和5年度の実績は30社65名、うち市外は9社との説明でした。昨年度から始まった補助金ですが、入社した時期によって補助金をもらえる人ともらえない人がいるが、担当所管に寄せられた声としては、どの事業所も人手が不足しており、この補助金があるおかげで人が集まるようになったとの声もあるとのことでした。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第11号）について。

所管に関する事項について特に異論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告をします。

○議長（江藤 芳光君） それでは、委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、議案第3号令和5年度うき

は市一般会計補正予算（第１０号）及び議案第２４号、令和５年度うきは市一般会計補正予算（第１１号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されていきました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、一括して審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には、関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、４款１項２目予防費、３節から１１節までの減額は、新型コロナウイルスワクチン集団接種の終了に伴う減額との説明がありました。委員からは、来年度のワクチン接種についてもう少し詳細をとの質疑があり、定期接種と任意接種がある。定期接種は、６５歳以上と６０歳から６４歳で一定の基礎疾患のある方を対象に秋冬に１回、その年のウイルス株に対応するワクチンを使用し、標準的な接種費用は７,０００円と国から示されているが、具体的に使用するワクチンが決まっていないため、分かった時点で補正を行う。自己負担については７,０００円を基準として検討するようにしか示されていない。近隣市や医師会との協議にて検討していきたい。任意接種については、本人が希望して接種する形態で可能であり、全額自己負担になると考えているとの回答がありました。

次に、３目１２節の総合健診委託料の減額については、住民健診が終了したため実績に基づく減額補正であり、当初予算で多めに積算していた部分が５割、残り５割は事前予約制を取り入れた初年度で、予約制に慣れないことによる受診者数の低下が主な要因との説明がありました。委員からは、住民健診の予約でスマホの予約は登録が必要など、簡単に予約ができなかったことについて質疑がありました。それに対し、面倒だという声はもらっている。来年度の予約システムは既存の健康情報システムと連携ができる、なるべく負担のない新しいシステムを検討している。電話についても予約しやすいように、フリーダイヤルのところで進めているとの回答がありました。

続きまして、３款１項７目障害者対策費１,６２９万９,０００円の増額について、１１節役務費１１万６,０００円と１９節扶助費１,５００万円の増額は、障害者福祉サービス等の新規認定件数の増加による認定審査会の手数料の増加やグループホーム、就労継続支援Ａ型及びＢ型の利用者が increasing ことから増額によるもので、この事業については、１２月に増額補正の承認を得ていたが、１１月以降のサービス費が増加傾向にあるため、さらに増額するもの。１２節委託料１１万８,０００円の増額は、社会福祉協議会に委託している障害者相談支援事業と生活困窮者自立支援事業について消費税非課税事業と認識していたが、国の通知により課税対象事業ということが分かったため、令和５年度の委託について消費税分を計上したとの説明がありました。

委員からは、福祉サービスの対象はどれくらい増えているのかとの質疑があり、１２月補正後では、１２月１日から現在で新規にグループホームが３名、就労Ａ型３名、就労Ｂ型３名、施設

入所1名がサービス開始となっているとの回答がありました。

次に、総合体育館床板改修工事費の繰越明許について、メインアリーナの床については2月末で完了しているが、併せて腐食が著しいアリーナ玄関前のウッドデッキ改修工事も行っており、その分が4月上旬まで工期が長引く見込みのため、繰り越すものとの説明がありました。

委員からの、今後大きな予算を伴う工事の予定はあるかとの質疑には、カーボンニュートラル関係で来年度、照明のLED化を検討している。さらに、それは国からの交付金等が出るという認識で良いか、単費や市債でやらないといけないことにならないかとの質疑には、脱炭素の先行地域の計画で言うと、このLED化と駐車場のカーポート型の太陽光パネルが入っている。外壁の塗り替え等継続して使用するものはどうしても出てくるかと思うとの回答がありました。

最後に、追加議案であります議案第24号補正予算（第11号）3款1項1目18節、相談支援事業等消費税負担金1,159万2,000円につきましては、本補正予算3款1項7目12節と同じ理由により、委託先の社会福祉協議会が支払う平成30年から令和4年までの5か年分の消費税と延滞税額を市が負担するものとの説明がありました。この件につきましては、特に質疑等はありませんでした。

以上、審査の結果、議案第3号、第24号ともに異議なく全会一致で可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第3号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第24号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第7号令和6年度うきは市一般会計予算から日程第13、議案第12号令和6年度うきは市下水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して予算特別委員長の報告を求めます。

13番、野鶴予算特別委員長。

○予算特別委員長（野鶴 修君） それでは報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第7号令和6年度うきは市一般会計予算、議案第11号令和6年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第12号令和6年度うきは市下水道事業会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されておりました。予算特別委員会では、3月11日、12日、13日、15日の4日間にわたり審査を行い、運営につきましては、伊藤副委員長とともに全力を尽くしてまいりました。その結果を報告いたします。

議案第7号令和6年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決しました。

議案第11号令和6年度うきは市簡易水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決しました。

議案第12号令和6年度うきは市下水道事業会計予算は、全会一致により原案可決することになりました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による予算特別委員会で審議いたしましたので省略をいたします。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 議案第8号

日程第15. 議案第9号

日程第16. 議案第10号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第8号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から日程第16、議案第10号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計予算までは厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、議案第8号令和6年度うき

は市国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算及び議案第10号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計予算につきましては、当委員会に付託されておりましたので、審査の経過について一括して簡潔に報告いたします。

審査には、関係部署の課長、係長、校長、副校長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算について、歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、予算額6億7,585万9,000円は、前年度比較2,669万7,000円の減額で、減額の主な要因は、被保険者数が300名以上減少する見込みによるもので、本年度の調整額に基づき、過去3年間の伸び率等により算出しているとの説明がありました。

委員からは、昨年度と比べて減額幅が大きい、被保険者の減少との説明であったが、被保険者数の今後の見込みはとの質疑があり、後期高齢者へ移行している方が増えていることが一番の要因と考えており、ここ3年ほどがこの状況のピークであると捉えているとの回答がありました。

次に、歳出の5款1項1目12節、特定健診委託料1,895万2,000円については、集団健診2,000人、個別健診300人分を計上しているとの説明がありました。委員からの、特定健診について来年度の新たな取組はとの質疑に対して、予約システムの導入により若干下がった受診率を回復するため、民間のデータ分析力を活用して、過去の健診受診履歴等の分析を行い、個々の健診対象者に合った効果的な勧奨物、案内を送付し受診を促し、受診率を上げたいとの説明がありました。

続きまして、議案第9号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金1億8,016万5,000円は、保険料の軽減分に対する保険基盤安定繰入金、広域連合の事務費負担金及び人件費、予備費が主なものの説明がありました。

委員からは、繰入金の前年比1,155万4,000円増は、後期高齢者医療保険への加入者増加によるものかとの質疑があり、被保険者の人数は直接は関係しない。被保険者が増えると保険料を納める人数も増えるが、所得が低い方は5割、7割といった軽減がかかる。軽減された分は国・県から保険基盤安定負担金により補填され、これが増えたことが予算増の大きな要因と考えているとの説明がありました。

最後に、議案第10号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてです。

歳入の予算額1億4,733万2,000円、前年度と比較して117万5,000円の減額だが、主な要因として、入校数を令和5年度予算の420名から405名にしたことによるものの説明がありました。また、歳出の1款2項1目17節備品購入費720万円では、普通二輪教習車の購入費用で、予約販売が年度をまたぐので、12月議会での債務負担行為分との説明があ

りました。

委員からは、今回の教習用普通二輪納入の予定時期について質疑があり、メーカーから連絡があり販売は確定しているが、今からの注文でも6年度中に納車されるかは確約できないと言われており、年度末に繰り越す必要があるかもしれない。全国の自動車学校も同じ状況であり、一斉に注文が入っているとの説明であった。また、ここ数年、教習料金の値上げがあっていないことについて、他の自動車学校と比較するとどうかとの質問には、平成17年に学科教習料金を上げたのが最後だと思う。大体は筑後地域で合わせてはいるが、うきはは条例で定めた額であるため理解をしてもらっている。キャンペーンで値引きをしているところもあるが、ベースの値段を令和元年に調べたところでは、地区の料金より2万7,000円ほど差が出ていた。オートマの高校生料金で27万円ほど、30種類ほど料金が分かれているとの説明でありました。

以上、議案第8号、議案第9号、議案第10号全ての議案において異議なく全会一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第8号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第17. 陳情第1号

日程第18. 陳情第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、陳情第1号浮羽東高校跡地使用に関する陳情及び日程第18、陳情第3号陳情書（就学援助費の認定基準について見直しの早期実現を求める）は厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） ただいま議題となりました、陳情第1号浮羽東高校跡地使用に関する陳情、陳情第3号就学援助費の認定基準見直し、改善についての陳情については当委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果について一括して簡潔に報告をいたします。審査には陳情者に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、陳情第1号につきましては、要望1、浮羽東高跡地の使用制限見直し、要望2、浮羽東高跡地を使用できない場合の代替案の検討、要望3、スポーツアイランド野球場使用の優先考慮の趣旨について陳情者の説明を受け、その後、質疑を行いました。

質疑では委員から、11月10日の全員協議会で、ある議員からボーイズとの話合はとの質問があっていたが、それから2月までの間、協議はなかったのかとの質問に対して、全くなかった。新聞報道があり、ボーイズ側から確認して初めて話を聞いた。今回のこととは関係ないが、突然工事中としてロープが敷地内に張られたり、練習時に車を駐車する場所に伐採した木を置く際に何の情報もなかったり、発掘調査があった際に、調査後のグラウンドに小石が多く残り、選手がけがをするような状態にさらされたりということもあった。借りている立場としては何も言えないが、話が事前になかったというのが一番悔しいとのことでした。

また、要は今後一定期間の練習場所の問題であるが、ボーイズから見て市内にバッティングまでできる場所はあるかとの質問に対しては、スポーツアイランドの野球場を除いては、うきは市内にはないとのことでした。選手のシーズン、どういう試合、大会が卒部の目途になるといったものはあるかとの質問に対して、一番のメインとしては、6月から7月頭までの選手権が終わるまで。8月末に県の全てのチームが集まる3年生のお別れの大会があるとのこと、その8月まで東高跡地が使えれば、今いる選手たちのためにもなるという捉え方でよいかとの質問には、要望になるが、今の年代が卒部まで使わせてもらうのが最もよい。その間に片づけもできるので助かる。アイランド使用の件で体育協会の理事と話をさせてもらい、使える部分に関しては話し合っているとは言ってもらっているが、来年度についてはもう調整会議で決まってしまうため、どこをどう動かすかについては話は進んでいないとのことでした。

陳情者との質疑後、執行部より陳情に対する見解を説明いただきました。

契約ということではなく使用許可申請であり、現在の使用許可については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用期間で普通財産の使用許可書を出している。許可の条件の中にも、売却等の処分の決定があったときは使用許可を取り消すということがあるという内容もある。この文言については令和元年に公募を行う際に、ボーイズへの説明の後、了解の下に加えることになった。

事前に話があってもよいのではということに対しては、12月議会上程を見送った時点では、まだボーイズへの説明はできないと時期を待ったところがあり、もっと早く説明できればなおよかったと思っており、申し訳なかったと思っている。新聞記事については恣意的に動いたわけではない。筋道が違うという内容について、あくまでも遊休地の一時的な使用許可であることを御理解いただきたい。来年度の予定を組んでいることについては、4月以降の予定を組む段階で、市へ相談をしてもらえればと思うところもある等の説明がありました。

説明の後の質疑では、ボーイズが東高跡地を使用していた期間も長く、事前に話がなかったというのが最大の問題だと思う。その点を十分考えてボーイズの体制が整うまで、ほかの団体との調整などやっていただきたいと思うとの意見が出され、配慮が足りなかったところは申し訳なかったと思っている。市も可能な限りの支援を行っていきたいと考えているとの回答がありました。

審査では、要望1は、市が次の使用を考えているため無理がある。要望2は、報告の期間が短かったため、情状酌量の余地があるため、市に検討してほしいと思う。要望3については、他の団体との公平性を欠くとの観点から賛同できない。

また、市は報告が遅くなったという大きな落ち度があるが、ボーイズ側も令和6年3月31日までの使用期限があるにもかかわらず、市に相談なく翌年度の予定を決めたということに対して、いかななものかとの思いがある。議案第17号のことは抜きにして結論を出すべきである。

さらに、要望1については普通財産の使用許可であるため、先方の事情に合わせて使用期限を変えるということを認めるのはよくない。前例をつくることにもなる。

また、要望3については、優先ではなく一定の考慮であればいいと思う。単に使用期限を夏頃まで延ばしてもらえたとしても、子供たちはその先の話がある。保護者サイドで納得がいくかは、このことが明確化され、次年度より調整会議にボーイズがきちんとした形で加われ、ほかのチームからも受け入れてもらえやすく、その素地をつくってもらえるかということではないだろうか。優先考慮する必要はないが、一定の考慮をし、次年度、先々の受皿をつくってもらえればという思いがあると思うなどの多くの意見が出されました。

結論として、要望3も優先考慮ではなく一定の配慮ということをつけ加えて、趣旨採択とすればいいと思う。要望1について、片づけ等の準備期間、また現3年生の最後の大会が行われる8月まで猶予期間を設けるということも含めてほしい。吉井体育センター体育館も先々取り壊しの予定があり、こちらも同じ事案が起こる可能性があると思われる。利用する団体等との協議をなるべく早めに行うようにということも内容に加えたかどうかとの意見が出されました。

以上のような意見を踏まえ、委員会として全会一致で陳情第1号に対する附帯意見を付すことと決しましたので申し上げます。

1、次年度の浮羽ボーイズの練習及び練習試合の場所確保について、市は一定の配慮を行うこと。特に3年生の最後の大会が行われる8月末までの期間については、可能な限りの支援を行うこと。

2、浮羽ボーイズの令和7年度以降の継続した活動につながるよう、市はほかの団体との調整に協力すること。

3、今後同じような事案が起こると思われる施設については、市は利用する団体と早期の段階から協議を始め、同様の問題が起こらないよう努めること。

以上、3点を厚生文教常任委員会からの附帯意見とします。

以上、主な部分の報告でございます。陳情第1号については、審査の結果、全会一致で趣旨採択と決しました。

次に、陳情第3号就学援助費の認定基準見直し、改善についてです。審査では陳情者の趣旨説明の後、質疑を行いました。委員からの陳情にある「早期に」ということはどういうことかとの質問に対し、陳情者から、教育委員会の中では8月の臨時議会とのことだが、それを待たずにできるだけ早めにとというのが趣旨であるとの回答がありました。

その後、担当所管である学校教育課との質疑があり、委員からは、8月の肉づけ予算で計上し、4月まで遡って支給という考えかとの質疑がありましたが、現時点では令和6年度の対象の方からと考えている。4月に遡るということは、はっきりと申し上げられないとの回答でした。また、

認定基準の係数について現段階ではどう考えているかとの質疑に対しては、現在、県内61団体あると思うが、令和2年度、準要保護の援助率は県内最下位であった。3年度は57番目、4年度も57番目、ただ係数を1.3倍、1.4倍としても当市より下の順位に連ねているところもあり、その市町村に一定の水準の所得の方がどのくらいいるかということで援助率は変わってくるものとする。うきは市のように設定がないところは、4市町村である。認定基準の算出等は、あらかじめ算出できているのかとの質疑に対しては、システムの協議と修正が続いている段階であり、まだ算出はできていないとの回答でした。

その後の審査では、今回の回答の中にもあったが、はっきりした数字が今月末でないといつかめないという部分がある。8月の肉づけ予算に計上されると思うので、その中で皆さんから意見を出してもらおうということで、今回は趣旨採択が妥当だと思う。また、趣旨採択が妥当だと思うが、8月の肉づけ予算で計上すること、令和6年度から行うのであれば、4月まで遡るべきであること、1.3倍という数値について、県内自治体の多くが採用している係数を乗じることが望ましいのではないかとという附帯事項を付するのはどうか等の意見が出されました。

以上、審査の結果、陳情第3号については、1、市長選後に上程される補正予算に計上されるのであれば、基準等について早期に方向性を示すこと。

2、同様に補正予算に計上するのであれば、4月まで遡り支給を行うこと。

3、基準値については、県内他の自治体で多く採用されている数値を参考とすること。

以上、3点の附帯意見を付し趣旨採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は、陳情番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第1号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本案を趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり

り趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本案を趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第19. 陳情第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、陳情第2号国政に関する意見書提出のお願いは議会運営委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。9番、熊懷議会運営委員長。

○議会運営委員長（熊懷 和明君） 陳情第2号国政に関する意見書提出のお願いの審議の経過と結果について報告します。

これは、うきは市民の会からの陳情で、国の財政再建について国会議員の政策活動費を政党交付金のみとすること。③今後5年間の防衛費43兆円を撤回し、従来のGDP比1%に戻すこと、この3項目の意見書を出してほしいということでした。

審議の中で、議員の意見として、市民からの意見は重要であるため取り上げるべきだ。3つの意見は国政に関するものとはいえ、その内容がばらばらであり、それぞれ単体で出すべきではないか。国会議員の政策活動費を政党交付金のみとすることについては、政治献金がよくないとされているが、現状は政治資金規正法の指定する範囲で献金は認められている。政治資金が全て悪いと捉えられかねない。防衛費については、現状の国際情勢なども勘案して国が判断すべきなどの意見が出されました。

その結果、財政再建について意見書を出すことが了承されました。

その他の項目の国会議員の政策活動費を政党交付金のみとすることについては、既に出されたほかの市議会の意見書を参考に協議しましたが、合意に至りませんでした。防衛費についても、趣旨については理解できるが、深い議論にまで進みませんでしたので、今後、関係法等の理解を深めていくこととしました。陳情の内容である3項目のうち1項目を意見書として提出することとしましたので、審議の結果は一部採択としました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第2号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は一部採択であります。本案を一部採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり一部採択とすることに決しました。

日程第20. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第20、追加議案の上程を行います。発議第1号から発議第2号まで2件、意見第1号1件、以上を上程いたします。

日程第21. 発議第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第21、発議第1号うきは市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 発議第1号うきは市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。令和6年3月21日。うきは市議会議員江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員熊懷和明。賛成者、うきは市議会議員伊藤善康、同佐藤湛陽、同岩淵和明、同佐藤裕宣、同権藤英樹。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 発議第1号うきは市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について説明します。

今回の条例制定は、令和４年に行われた地方自治法改正に伴って行うものです。令和４年に総務省が設置した第３３次地方制度調査会では、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」がまとめられ、議会における取組の必要性、②議会の位置づけの明確化、立候補環境の整備、④議会のデジタル化が提言されました。これにより令和４年の地方自治法の一部改正に「議会の位置づけの明確化」「議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和」と「災害等の場合の開会日の変更に関する規定の整備」が盛り込まれました。

このうち、議員の請負の定義の明確化として、改正前の地方自治法第９２条の２では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」となっていますが、改正後は、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が３００万円を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くことになりました。併せて国から、「各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適切である」と通知されたので、今回、条例を制定するものです。

条例では、議員は毎年６月にうきは市に対する請負の状況を議長に対し報告すること。議長は、報告の一覧表を作成し公表すること。報告書は５年間保存し、閲覧や写しの交付ができることを規定しております。附則で、令和６年４月１日から施行することとしております。

皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

熊懷議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第１号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第22. 発議第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第22、発議第2号うきは市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○事務局長（浦 聖子君） 発議第2号うきは市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。令和6年3月21日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員熊懷和明。賛成者、うきは市議会議員伊藤善康。同佐藤湛陽、同岩淵和明、同佐藤裕宣、同権藤英樹。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 発議第2号うきは市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、説明します。

今回の一部改正につきましては、発議第1号で説明した地方自治法の改正に係るものとなります。

先ほど説明しました地方自治法第92条の2で、請負の定義が明確化され、また「各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が、300万円を超えない者」を議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととなりました。現在のうきは市政治倫理条例第16条において、議員は「地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退」することとなっております。改正された地方自治法との矛盾が生じることから、この部分を削除するものです。併せて、見出しの「市工事等」を「請負契約」に改めるものです。附則で、令和6年4月1日から施行することとしております。

皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

熊懷議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第2号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は可決することに決しました。

日程第23. 意見第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第23、意見第1号国の財政健全化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第1号国の財政健全化を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和6年3月21日。うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議會議員熊懷和明。賛成者、うきは市議會議員伊藤善康、同佐藤湛陽、同岩淵和明、同佐藤裕宣、同権藤英樹。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 意見第1号国の財政健全化を求める意見書（案）の提出についての提案理由を説明します。

これにつきましては、陳情第2号として、うきは市民の会から「国政に関する意見書提出のお願い」が提出され、審議の結果、意見書を提出することになったものです。うきは市民の会からは3項目について、国に対し意見書を提出するよう陳情を受けておりました。陳情第2号の審査

結果で述べたところですが、「国会議員の政策活動費を政党交付金のみとすることについて」と「今後5年間の防衛費43兆円を撤回し、従来のGDP比1%に戻すことを求めること」については、趣旨は理解できるものの、深い議論には進みませんでした。財政再建については意見書を出すべきとの結論に至りましたので、うきは市民の会の意見を参考に、議会運営委員会で案を作成し提案するものです。

皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

熊懷議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、意見第1号は可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関に送付をいたします。

日程第24. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第24、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第1回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

2月29日から本日までの22日間開会をいたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、令和6年度当初予算案をはじめ、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

また、本定例会におきましては、複数の議案を追加提案するなど、議員の皆様には大変御面倒をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。おかげをもちまして全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。なお、市有財産の貸付けについては、ただいま附帯決議がなされたところでございます。このことを重く受け止めるとともに、しっかり対応してまいりたいと存じます。また、このほかにも御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して務めてまいりたいと存じます。

令和5年度は、私にとって3期目の最終年度でございました。この4年間は、新型コロナウイルス感染症の対策及び感染拡大、物価高騰という不安の中、社会経済活動の支援、さらにはウィズコロナを見据えたまちづくり、またSDGsと脱炭素化に向けた持続可能な地域社会の推進や若年層の人口減少対策などに重点的に取り組み、市民の皆様が元気で生き生きと安心して暮らせるまちづくりに向けて取組を進めてきたところであります。議員の皆様におかれましては、多くの御指導、御支援をいただき、誠にありがとうございました。

いよいよ令和6年度が始まり、4月7日には消防団入退団式、9日には小学校、10日には中学校の入学式などが行われることとなっております。議員の皆様におかれましては、新年度を迎え大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で、市政運営のため御尽力をいただきますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

ここで、3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。

市民生活課長の石井良忠が3月末をもって退職をいたします。なお、石井課長におかれましては、4月以降についても、引き続き市民生活課生活環境係において、定年前再任用短時間勤務職員として勤務をする予定となっております。また退職ではございませんが、市長公室長の中野昭一郎、学校教育課長の井上理恵、以上2名は、定年延長に伴い役職をひきます。4月からは、中野公室長は福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部に、井上課長は、引き続き学校教育課でそれぞれ勤務する予定としております。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6月の定例会の開会日は6月7日金曜日開会予定といたしておりますので、御報告いたしておきます。

これをもちまして、令和6年第1回うきは市議会定例会を閉会します。大変お疲れでございました。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 佐 藤 裕 宣

署名議員 竹 永 茂 美